

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助のご案内

【新築注文住宅】

尼崎市は若年夫婦世帯・子育て世帯の戸建住宅の取得を応援します！

補助対象住宅の要件(全て満たす必要があります。)

- ①子育て住宅促進区域内(別紙①参照)に建築する戸建住宅であること
- ②確認申請書上の敷地面積・延べ面積がいずれも100m²以上であること
- ③2階建て以下であること
- ④長期優良住宅であること
- ⑤子育てにおける安全性の基準(別紙②参照)を満たすこと
- ⑥工事請負契約日が令和6年7月16日以降であること
- ⑦工事着工前に事前着工届を市に提出すること
- ⑧完了報告を**令和8年3月13日まで**に市に提出すること



補助額 **200万円**(抽選)

交付申請件数が各募集枠を超えた場合に抽選になります。

R7年度の抽選実施時期については、

① 4月1日～6月30日までの受付分

→7月下旬(募集枠26世帯)

② 7月1日～9月30日までの受付分

→10月下旬(募集枠12世帯)

③ 10月1日～12月26日までの受付分

→1月下旬(募集枠12世帯)

(募集枠は新築分譲住宅との合計です。)

補助対象者の要件(全て満たす必要があります。)

- ①交付申請日において**若年夫婦世帯**又は**子育て世帯**であること
※令和7年度は令和7年12月26日(金)まで交付申請を受付
 - ②尼崎市における市税に未納がないこと
 - ③暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
 - ④原則として当該住宅に10年以上居住すること
- ※この他にも要件はあります。

若年夫婦世帯



✓年齢合計が
80歳未満

子育て世帯

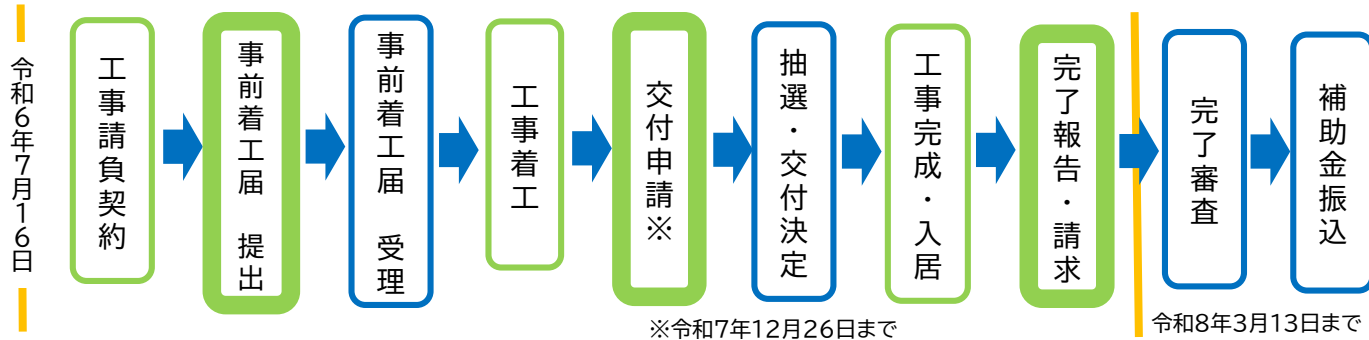


✓中学校卒業前の
子どもがいる

<手続きの流れ>

□ →申請者の手続き(太枠は市に対する手続き)

□ →市の手続き



工事完成・入居が令和8年3月14日以降になる場合の取り扱いについて

完成・入居予定時期が令和8年3月14日以降になる場合は、令和8年度での交付申請対象となります。**事前着工届の受付は、令和7年12月26日以降も随時行いますので、令和8年度での申請対象の場合であっても、工事着工前に必ず事前着工届を市に提出する必要があります。**令和8年度も4月から交付申請の受付を開始し、3か月ごとに抽選を実施する予定です。

【問い合わせ・受付窓口】

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課
 尼崎市東七松町1-23-1 本庁北館5階
 TEL:06-6489-6608 FAX:06-6489-6597



当該補助金は所得税法上、課税対象になります。確定申告をする必要がありますので、詳しくは税務署(TEL:06-6416-1381)にお問い合わせ下さい。

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助のご案内

【新築分譲住宅】

尼崎市は若年夫婦世帯・子育て世帯の戸建住宅の取得を応援します！

補助対象住宅の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①子育て住宅促進区域内(別紙①参照)に建築された戸建住宅であること
- ②確認申請書上の敷地面積・延べ面積がいずれも100m²以上であること
- ③2階建て以下であること
- ④長期優良住宅であること
- ⑤子育てにおける安全性の基準(別紙②参照)を満たすこと
- ⑥建物の売買契約日が令和6年7月16日以降で工事の完了の日から起算して1年未満であること
- ⑦これまで他に誰も居住したことがないこと



補助額 200万円(抽選)

交付申請件数が各募集枠を超えた場合に抽選になります。

R7年度の抽選実施時期については、

① 4月1日～6月30日までの受付分

→7月下旬(募集枠26世帯)

② 7月1日～9月30日までの受付分

→10月下旬(募集枠12世帯)

③ 10月1日～12月26日までの受付分

→1月下旬(募集枠12世帯)

(募集枠は新築注文住宅との合計です。)

補助対象者の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①交付申請日において**若年夫婦世帯**又は**子育て世帯**であること
- ②「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「12月の最終の市の開庁日」のいずれか早い日までに補助金の交付申請を行うこと

※令和7年度は令和7年12月26日(金)まで交付申請を受付

- ③尼崎市における市税に未納がないこと
- ④暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑤原則として当該住宅に10年以上居住すること

※この他にも要件はあります。

若年夫婦世帯



✓年齢合計が
80歳未満

子育て世帯

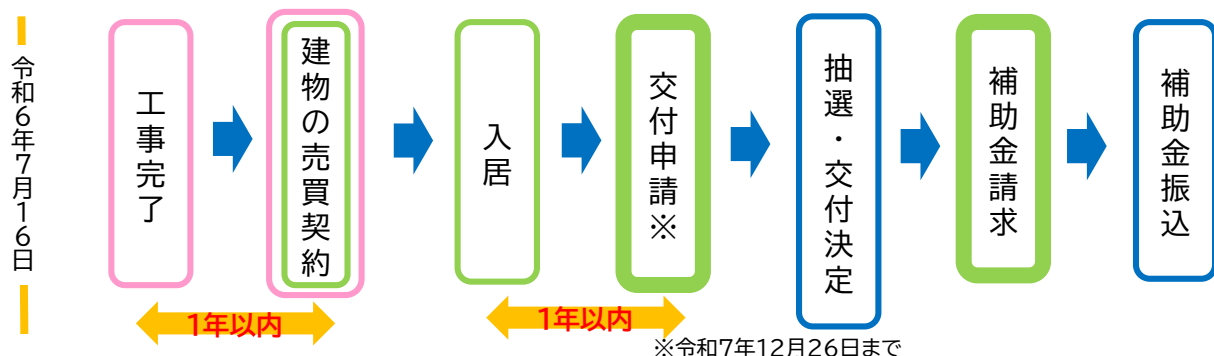


✓中学校卒業前の
子どもがいる

<手続きの流れ>

- ☐ →申請者の手続き (太枠は市に対する手続き)
☐ →建売り事業者の手続き ☐ →市の手続き

令和8年1月から3月の契約者(入居者)は、令和8年度の申請対象となります。令和8年度も4月から交付申請の受付を開始し、3か月ごとに抽選を実施する予定です。



【問い合わせ・受付窓口】

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課
 尼崎市東七松町1-23-1 本庁北館5階
 TEL:06-6489-6608 FAX:06-6489-6597



当該補助金は所得税法上、課税対象になります。確定申告をする必要がありますので、詳しくは税務署(TEL:06-6416-1381)にお問い合わせ下さい。

尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助のご案内

【中古住宅】

尼崎市は若年夫婦世帯・子育て世帯の戸建住宅の取得を応援します！

補助対象住宅の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①子育て住宅促進区域内(別紙①参照)にある戸建住宅であること
- ②建築計画概要書上の敷地面積・延べ面積がいずれも100m²以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準(別紙②参照)を満たすこと
- ④建物状況調査(インスペクション)を受けたものであること
- ⑤昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合、木造だと簡易耐震診断で総合評点が0.7以上等であること
- ⑥検査済証が発行されていること
- ⑦建物の売買契約日が令和6年7月16日以降であり、契約時点で建物完成から1年以上経っていること



補助額

60万円(抽選)

交付申請件数が各募集枠を超えた場合に抽選になります。

R7年度の抽選実施時期については、

- ① 4月1日～6月30日までの受付分
→7月下旬(募集枠10世帯)
- ② 7月1日～9月30日までの受付分
→10月下旬(募集枠5世帯)
- ③ 10月1日～12月26日までの受付分
→1月下旬(募集枠5世帯)

補助対象者の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①交付申請日において**若年夫婦世帯**又は**子育て世帯**であること
- ②「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「12月の最終の市の開庁日」のいずれか早い日までに補助金の交付申請を行うこと

※令和7年度は令和7年12月26日(金)まで交付申請を受付

- ③尼崎市における市税に未納がないこと
- ④暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑤原則として当該住宅に10年以上居住すること

※この他にも要件はあります。

若年夫婦世帯



✓年齢合計が80歳未満

子育て世帯

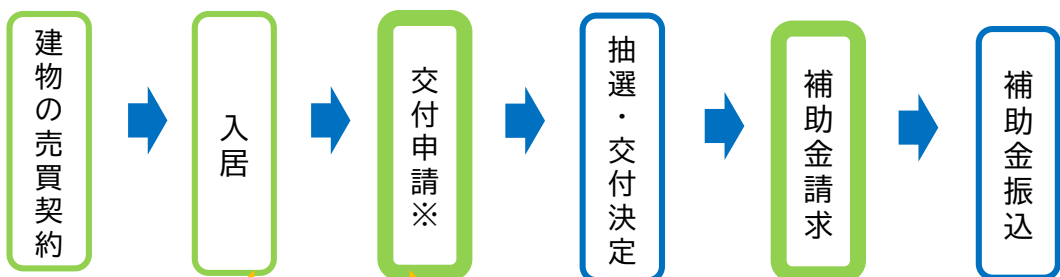


✓中学校卒業前の子どもがいる

<手続きの流れ>

- → 申請者の手続き (太枠は市に対する手続き)
 □ → 市の手続き

令和6年7月16日



令和8年1月から3月の契約者(入居者)は、令和8年度の申請対象となります。令和8年度は4月から交付申請の受付を開始し、3か月ごとに抽選を実施する予定です。

【問い合わせ・受付窓口】

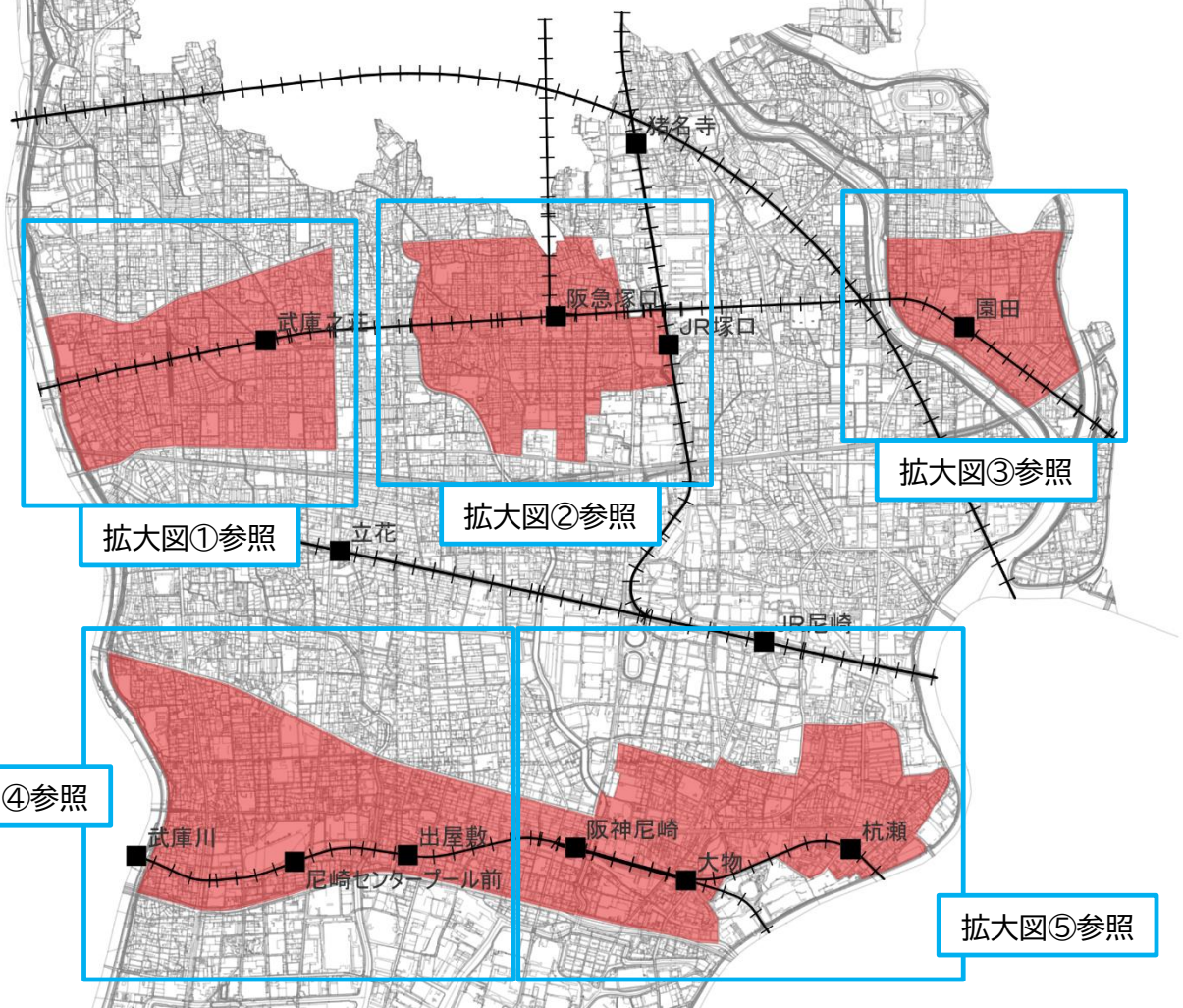
尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課
 尼崎市東七松町1-23-1 本庁北館5階
 TEL:06-6489-6608 FAX:06-6489-6597



当該補助金は所得税法上、課税対象になります。確定申告しなければならない場合がありますので、詳しくは税務署(TEL:06-6416-1381)にお問い合わせ下さい。

別紙①子育て住宅促進区域位置図(赤色)

(阪急電鉄及び阪神電鉄の駅周辺を子育て住宅促進区域に指定)

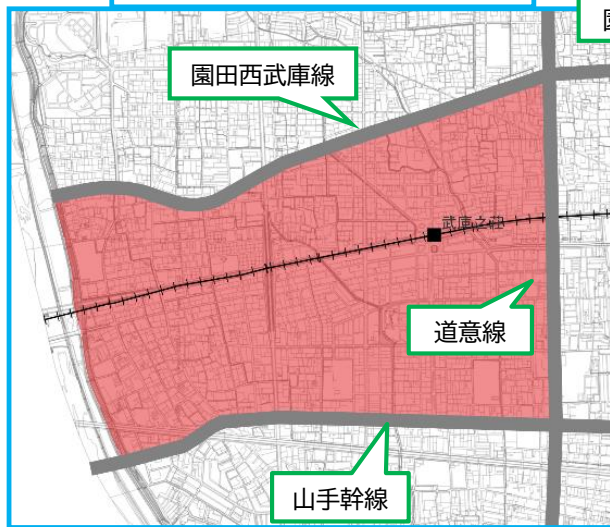


対象町丁目一覧

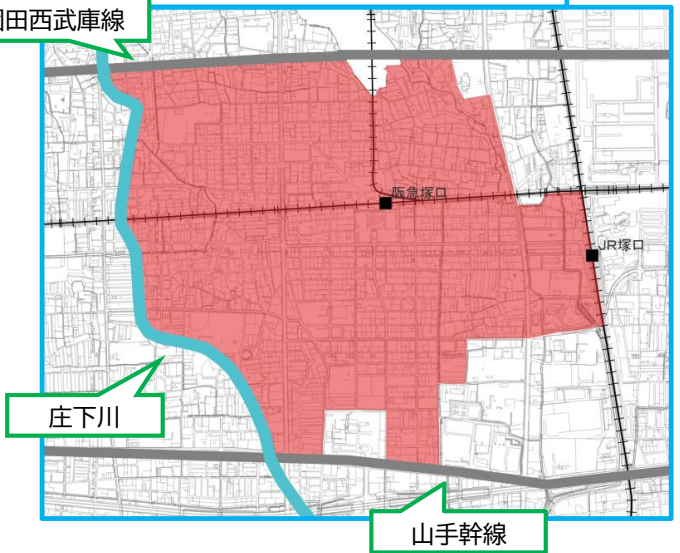
あ行	今福1丁目	神田中通4丁目	玄番南之町	塚口町1丁目	西本町北通4丁目	南塚口町5丁目
	今福2丁目	神田中通5丁目	琴浦町	塚口町2丁目の一部	西本町北通5丁目	南塚口町6丁目の一部
か行	大島1丁目	神田中通6丁目	さ行	塚口町3丁目	西御園町	南塚口町7丁目
	大島2丁目	神田中通7丁目		塚口町4丁目の一部	東桜木町	南塚口町8丁目の一部
	大島3丁目	神田中通8丁目		塚口町5丁目	東園田町1丁目の一部	南武庫之荘1丁目
	大庄川田町	神田中通9丁目		塚口町6丁目の一部	東園田町2丁目の一部	南武庫之荘2丁目
	大庄中通1丁目	神田南通1丁目		塚口町7丁目	東園田町3丁目の一部	南武庫之荘3丁目
	大庄中通2丁目	神田南通2丁目		塚口町8丁目	東園田町4丁目	南武庫之荘4丁目
	大庄中通3丁目	神田南通3丁目		寺町	東園田町5丁目	南武庫之荘5丁目
	大庄中通4丁目	神田南通4丁目		道意町1丁目	東園田町6丁目	南武庫之荘6丁目
	大庄中通5丁目	神田南通5丁目		道意町2丁目	東園田町7丁目の一部	南武庫之荘7丁目
	大庄西町1丁目	神田南通6丁目		道意町3丁目	東園田町8丁目	南武庫之荘8丁目
	大庄西町2丁目	北城内		道意町4丁目	東園田町9丁目	南武庫之荘9丁目
	大庄西町3丁目	北大物町		道意町5丁目	東大物町1丁目	南武庫之荘10丁目
	大庄西町4丁目	北竹谷町1丁目	な行	長洲中通3丁目	東大物町2丁目	宮内町1丁目
	開明町1丁目	北竹谷町2丁目		長洲東通2丁目	東塚口町1丁目	宮内町2丁目
	開明町2丁目	北竹谷町3丁目		長洲東通3丁目	東塚口町2丁目	宮内町3丁目
	開明町3丁目	金楽寺町2丁目		長洲北通3丁目	東本町1丁目	武庫川町1丁目
	梶ヶ島	杭瀬北新町1丁目		菜切山町	東本町2丁目	武庫川町2丁目
	神田北通1丁目	杭瀬北新町2丁目		西桜木町	東本町3丁目	武庫川町3丁目
	神田北通2丁目	杭瀬北新町3丁目		西大物町	東本町4丁目	武庫川町4丁目
	神田北通3丁目	杭瀬北新町4丁目		西長洲町2丁目	東御園町	武庫川町5丁目
	神田北通4丁目	杭瀬寺町1丁目		西本町1丁目	御園町	武庫川町6丁目
	神田北通5丁目	杭瀬寺町2丁目		西本町2丁目	南城内の一部	武庫川町7丁目
こ行	神田北通6丁目	杭瀬本町2丁目	ま行	西本町3丁目	南竹谷町1丁目	武庫川町8丁目
	神田北通7丁目	杭瀬本町3丁目		西本町4丁目	南竹谷町2丁目	武庫川町9丁目
	神田北通8丁目	杭瀬南新町1丁目		西本町5丁目	南竹谷町3丁目	武庫川町10丁目
	神田北通9丁目	杭瀬南新町2丁目		西本町6丁目	南塚口町1丁目	武庫川町11丁目
	神田中通1丁目	杭瀬南新町3丁目		西本町7丁目	南塚口町2丁目	武庫川町12丁目
	神田中通2丁目	杭瀬南新町4丁目		西本町8丁目	南塚口町3丁目	武庫川町13丁目
	神田中通3丁目	玄番北之町		西本町北通3丁目	南塚口町4丁目	武庫川町14丁目
					や行	蓬川町

子育て住宅促進区域 拡大図

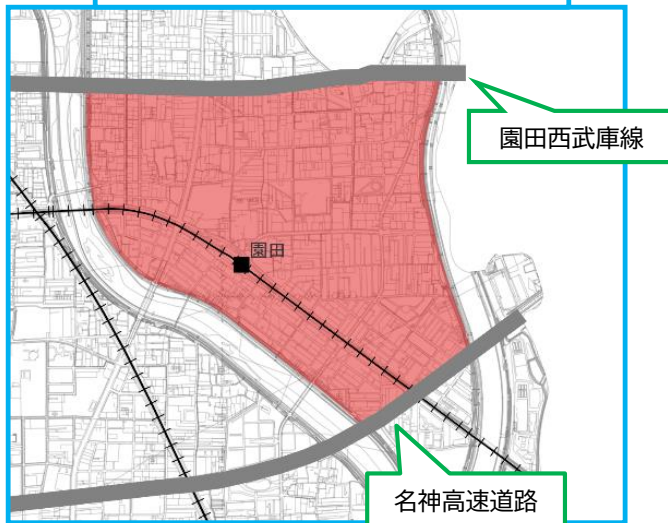
拡大図①（武庫之荘駅周辺）



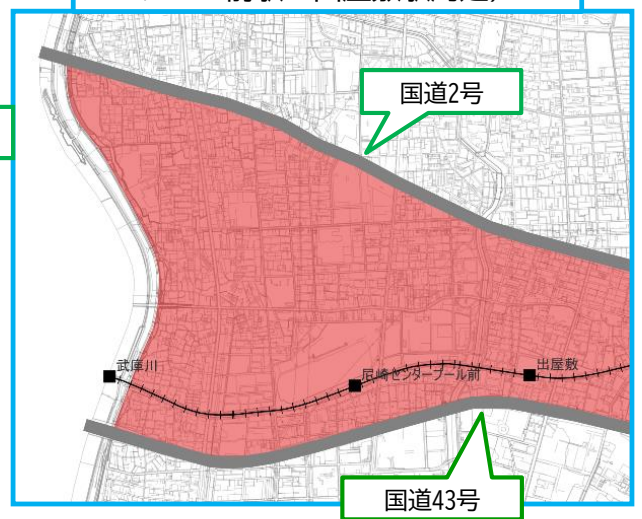
拡大図②（阪急塚口駅周辺）



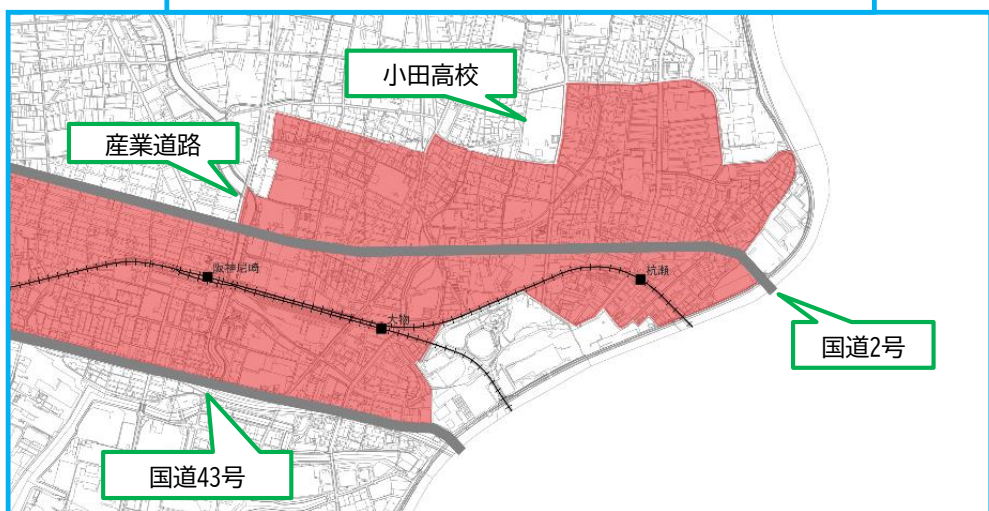
拡大図③（園田駅周辺）



拡大図④（武庫川駅・尼崎センター
プール前駅・出屋敷駅周辺）



拡大図⑤（阪神尼崎駅・大物駅・杭瀬駅周辺）



別紙② 子育てにおける安全性の基準

新築住宅の場合は**3項目以上**、中古住宅の場合は**2項目以上**の記載されている基準のすべてを満たすこと

項目	基準
室内扉	(玄関からリビングまでの主要な扉に限る) 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造(ドアクローザー機能)のものとする。 開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
バルコニー	(バルコニーがない場合は、当該基準を満たしているものとする) 1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という)が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という)が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁(腰壁の高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
住戸内階段	(階段がない場合(平屋の場合)は、当該基準を満たしているものとする) 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 (1) 勾配は22/21以下とする。 (2) けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 (3) 蹴込みは30mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 (2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
浴室	1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1) 浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 (2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック(子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠)を設置する。
敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
インターホン	相手の顔や様子を確認できるよう、カメラ付きインターホンを設ける。